

# 居宅介護支援 重要事項説明書

(令和6年 4月1日現在)

社会福祉法人 八千代美香会  
在宅介護支援センターちば美香苑

千葉県若葉区佐和町322-88

電話 043(228)5200

## 1. 事業所の概要

### (1) 居宅介護支援の指定事業者番号等

事業所名	在宅介護支援センターちば美香苑 (以下「事業所」とします)
所在地	千葉市若葉区佐和町322-88
指定事業者番号	千葉県第1270400029号
サービスを提供する地域	千葉市 八千代市 習志野市 船橋市 佐倉市 市原市 八街市 四街道市
法人名	社会福祉法人八千代美香会 (以下「事業者」とします)
所在地	千葉県八千代市村上641
電話番号	047-482-8670
代表者氏名	理事長 綱島照雄

### (2) 職員体制 ※職員は全員介護支援専門員資格を所有しています

職 種	人数()は兼務	その他の資格
管理者	常勤(1)	主任介護支援専門員(1)
介護支援専門員	常勤4	主任介護支援専門員(2) 看護師1 介護福祉士2 社会福祉士1
合計	4名	

### (3) 営業時間

月～土	午前9時～午後5時30分
-----	--------------

※ 祝祭日および12月29日から1月3日までは休日

必要に応じての相談は24時間受け付けます。夜間・休日は介護支援専門員が  
輪番制で対応します。 電話 090-6549-4156

## 2. 事業所が提供するサービスについての相談窓口

(電話・FAX・来所の方法) 来所の場合の案内図は裏面をご覧ください。

電話 043-228-5200 (午前9時00分～午後5時30分)

FAX 043-228-3847 (受付は24時間可)

担当 水原和代 宮田美由紀 飯田みゆき 永野大介

## 3. 運営の方針

事業所の介護支援専門員は、お客様が要介護状態となった場合においても可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した生活を送ることができるよう、お客様の選択に基づき適切な保健・医療・福祉サービスが総合的、効率的に提供されるよう援助を行います。

また、サービスの提供にあたっては関係市町村、他の居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の者との連携に努めるものとします。

## 4. 指定居宅介護支援の内容とサービス提供までの標準的な流れ

### ①初回訪問

ア. 重要事項説明書の説明と同意

イ. 契約の締結

ウ. 課題分析の実施、意向の確認等

エ. 居宅サービス計画作成依頼届出書の提出

②居宅サービス計画原案作成

ア. 居宅サービス計画原案の作成と説明

イ. 居宅サービス事業者の選定

③居宅サービス事業者等との連絡調整、情報提供

④サービス担当者会議の開催または照会 ※1

⑤居宅サービス計画の同意

⑥サービス提供開始

⑦実施状況の把握(モニタリング) ※2

⑧居宅サービス計画の変更

⑨給付管理

⑩要介護認定の申請に係る援助

⑪介護保険施設の情報提供等 ※3

※1 サービス担当者会議について。お客様又はその家族の同意が得られる場合は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して開催することができます。

※2 実施状況の把握(モニタリング)について。お客様及びその家族に月1回は面接し、経過の把握に努めます。居宅を訪問し行いますが、次のいずれかにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、お客様の居宅を訪問し面接するときは、居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して面接

することができます。

ア. テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書によりお客様の同意を得ていること。

イ. サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

i) お客様の心身の状況が安定していること。

ii) お客様がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

iii) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

※3 介護保険施設の情報提供等について。お客様が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又はお客様が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設の情報提供、その他の援助を行います。

特に以下のことについてご承知おきくださいますようお願い致します。

ア. 居宅介護支援の提供にあたっては、お客様の主体的な参加が重要となります。お客様は介護支援専門員に対して、複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求める事ができます。また、居宅サービス原案に位置付けた居宅サービス事業者等の選定理由の説明をいつでも求めることができます。

イ. 居宅介護支援事業者についても自由に選択することができます。

ウ. 公正中立性の確保のための取り組みとして、前6月間に当該事業所におい

て作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、及び前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等について説明を行います。当事業所の居宅介護サービス計画の訪問介護等の利用状況は、別紙のとおりです。

エ. お客様が病院等に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を病院等に伝えて下さいますようご協力をお願いいたします。

オ. 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等からお客様にかかる服薬状況、口腔機能その他の心身または生活の状況にかかる情報の提供を受けたときは、それらのうち必要と認めるものをお客様の同意を得て主治の医師、歯科医師や薬剤師に提供します。

カ. 介護支援専門員は、お客様が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、お客様の同意を得て主治医等の意見を求め、作成した居宅サービス計画書を主治医等に交付します。

## 4. 居宅介護支援の利用料金

### (1) 利用料

法定代理受領により当事業所の居宅介護支援に対し介護給付がある場

合は料金表1の自己負担はありません。

保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて料金表1の料金及び加算等の合計額を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行致します。このサービス提供証明書をお住まいの市町村の介護保険担当窓口へ提出すると、後日払い戻しを受けることができます。

料金表1

区 分	料 金	加 算 等
取扱件数 45未満 要介護1、2 要介護3～5	12,000円 15,591円	初回加算 3,315円 特定事業所加算Ⅱ 4,652円 入院時情報連携加算Ⅰ 2,762円 入院時情報連携加算Ⅱ 2,210円 退院・退所加算(カンファレンス参加有)
取扱件数45 以上60未満 要介護1、2 要介護3～5	6,011円 7,779円	1回6,630円 2回8,287円 3回9,945円 退院・退所加算(カンファレンス参加無)
取扱件数 60以上 要介護1、2 要介護3～5	3,602円 4,663円	1回4,972円 2回6,630円 通院時情報連携加算 552円 ターミナルケアマネジメント加算 月 4,420円 緊急時等居宅カンファレンス加算 (月2回まで) 2,210円

料金表2

交通費の実費	サービス提供地域外の移動距離(km) × 10円
文書の複写	1枚 10円

※サービスを提供する地域内にお住まいの場合は交通費は無料です。

## (2) 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの清算とし、毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、銀行振込、現金集金の方法で月末までにお支払い下さい。お支払いが確認できた後、領収書を発行いたします。

## 5. サービスの終了

### (1) お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出いただければいつでも解約できます。

### (2) 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

### (3) 自動終了

以下の場合には自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・お客様の要介護認定区分が非該当又は要支援状態と認定された場合
- ・お客様が死亡した場合

### (4) その他

お客様やご家族等が事業者や事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより直

ちにサービスを終了させていただく場合があります。

## 6. 秘密保持

事業所の介護支援専門員がサービスを提供する上で知り得たお客様及びそのご家族に関する個人情報をご家族に漏らすことはありません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

## 7. 身分証携行義務

事業者は、事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及びお客様又はその家族から求められたときは、これを提示します。

## 8. 事故発生時の対応

事業者は、お客様に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は市、お客様の家族に速やかに連絡を行うと共に、必要な措置を講じることとします。また、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行うこととします。

## 9. 虐待の防止について

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じ、適切に実施するための担当者を置くものとします。

(1) 虐待の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を定期的開催し、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図ります。

(2) 虐待の防止のための指針を整備します。

(3) 介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的 to 実施します。

## 10. 身体的拘束等について

居宅介護支援の提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制御する行為を行いません。やむを得ず行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

### 11. 業務継続に向けた取り組み

事業者は、非常災害や感染症の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、介護支援専門員に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。また、定期的 to 計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

### 12. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業者は、感染症の予防及びまん延しないため対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底します。指針を整備し、研修及び訓練を定期的 to 実施します。

### 13. サービス内容に関する苦情

事業者は、自ら提供した居宅介護支援又は、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス等に対するお客様からの苦情に迅速かつ適切に対応いたします。

#### (1) 事業所内の相談・苦情窓口

事業所の居宅介護支援に関するご相談や苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談や苦情の窓口です。

受付時間：月～金曜日の午前9時から午後5時30分。

ただし、祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く

担当 水原和代

電話043-228-5200 FAX043-228-3847

#### (2) 苦情解決第三者委員

お客様と事業所の中間的な立場で苦情解決を担当します。

・宮崎弘 (社会福祉法人八千代美香会苦情解決第三者委員)

電話047-482-8498

・小川英明 (社会福祉法人八千代美香会苦情解決第三者委員)

電話047-431-1421

#### (3) その他の相談・苦情窓口

当事業所で解決しない場合や直接申し立てしにくい場合などにご利用ください。

・ 千葉市介護保険課 電話 0 4 3 - 2 4 5 - 5 0 6 4

・ 千葉県国民健康保険団体連合会 電話 0 4 3 - 2 5 4 - 7 4 2 8

#### 1 4. 記録の整備

事業者は、居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存します。

#### 1 5. 電磁的記録等

(1) 事業者及び事業所の介護支援専門員は、作成、保存その他これらの類するもののうち、運営規程において書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができます。

(2) 事業者及び事業所の介護支援専門員は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもののうち、運営規程において書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、電磁的方法により行うことができます。

## 16. 事業所の概要

【法人で行う他の事業】	介護老人福祉施設	4
	短期入所生活介護（介護予防含む）	5
	通所介護（介護予防通所型及び介護予防 運動機能向上通所介護含む）	3
	地域密着型通所介護	(1)
	認知症対応型通所介護（介護予防含む）	1
	認知症対応型共同生活介護	2
	小規模多機能型居宅介護	1
	地域包括支援センター	3
	在宅介護支援センター	3
	居宅介護支援	6
	保育所	3
【当事業所に併設の事業所】	介護老人福祉施設 ちば美香苑	
	ちば美香苑ショートステイサービス	
	ちば美香苑デイサービスセンター	
	グループホーム佐和の杜	

## 重要事項等説明の確認書

指定居宅介護支援の提供開始にあたり、ご利用者に対して重要事項説明書を交付し説明しました。

令和            年    月    日

事業者

所在地    千葉市若葉区佐和町322-88

名 称    在宅介護支援センターちば美香苑

説明者氏名 \_\_\_\_\_

私は、重要事項説明書の交付及び説明を受け、その内容について了承しました。

利用者氏名 \_\_\_\_\_

(利用者代理人氏名) \_\_\_\_\_

《交通のご案内》

☆ お車の場合

- ・ 東金有料道路 大宮インターより 約 4.3 k m 8 分程度
- 高田インターより 約 3.3 k m 5 分程度
- ・ 大網街道 野田十字路より 約 4.9 k m 7 分程度
- ・ 国道 126 号線 宮田交差点より 約 2.6 k m 5 分程度

☆ タクシーの場合

- ・ J R 外房線 鎌取駅北口より 約 5.8 k m 1 0 分程度
- ・ モノレール 千城台駅より 約 6.7 k m 1 5 分程度



## 在宅介護支援センター ちば美香苑

〒265-0065 千葉県千葉市若葉区佐和町 322 番地 88

電話 043-228-5200 FAX 043-228-3847